

陽性者の退院基準・宿泊療養等の解除基準に関して（参考）

1. 有症状者^(*1)の場合

- ①発症日^(*2)から10日間経過し、かつ、症状軽快^(*3)後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査^(*4)で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日^(*5)から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

- (* 1) 有症状者・・・重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。
 - (* 2) 発症日・・・症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に関わる検体採取日とする。（発症日は0日目とする。）
 - (* 3) 症状軽快・・・解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。
 - (* 4) 2回のPCR検査・・・その他の核酸増幅法を含む。
 - (* 5) 検体採取日・・・陽性確定に関わる検体採取日とする。
- ※ 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・宿泊療養等の解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

「[退院基準・宿泊療養解除基準の改定概要](https://www.mhlw.go.jp/content/000639696.pdf)」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000639696.pdf>）をもとに作成

濃厚接触者に関して（参考）

保健所から濃厚接触者として連絡があった方は、新型コロナウイルス感染症患者と最後に接触があった日の翌日から14日間は、外出の自粛と健康観察をお願いします。

この間のPCR検査の結果が陰性であっても、外出自粛し、健康観察をお願いします。

【健康観察期間の例】

患者の感染可能期間の最終接触：7月1日 の場合

健康観察終了日：7月15日 となります。

注意：検査結果が陰性であっても健康観察期間は14日間です。

（潜伏期間が最長14日間のため）

「濃厚接触者の方へ」（東京都福祉保健局）

（https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamafuchu/shingata_corona/corona_sesshoku.html）をもとに作成